

別紙

管制船事前通報

令和 年 月 日

水島港長 殿（備讃瀬戸海上交通センター経由）

船長の氏名 _____

提出者の氏名及び連絡先 _____

港則法第 38 条第 2 項の規定により、下記のとおり通報します。

(1) 信号符字又は船舶の番号		(2) 船舶の名称	
(3) 船舶の全長		(4) 総トン数	
(5) 積載している危険物の種類 (危険物積載船に限る。)			
(6) 係留施設			離岸・着岸
(7) 離岸・着岸の別			離岸・着岸
(8) 港内航路航行予定 入航日時及び出航日時(時刻の表示は 24 時制による。)	入 航 日 時	日	:
	出 航 日 時	日	:
(9) 海上保安庁との連絡手段 (担当連絡先等)			
(10) 備考 (シフト時の喫水等)			

※港則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、港内航路を航行して入航または出航しようとする管制船は、入出航予定の前日正午までに水島港長(備讃瀬戸海上交通センター経由)に事前通報が必要となります。

ただし、海上交通安全法第 22 条の規定による通報〔巨大船等から水島航路航行に関する海上保安庁長官(備讃瀬戸海上交通センター経由)あての通報〕に併せて、当該船舶が停泊し、または停泊しようとする水島港の係留施設を通報したときは、この事前通報は必要ありません。

※管制船による港内シフト(例:パシフィックグレーンセンターから瀬戸埠頭あるいは瀬戸埠頭からパシフィックグレーンセンター)においても事前通報が必要となります。